

国際裁判管轄合意の有効性

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 7 月 22 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（ネ）第 5049 号
【事 件 名】 損害賠償等請求控訴事件
【裁 判 結 果】 原判決取消し・訴え却下・控訴棄却
【参 照 法 令】 民事訴訟法 3 条の 7
【掲 載 誌】 判時 2491 号 10 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25590807

明治大学准教授 岡田洋一

事実の概要

X（原告・控訴人・附帯被控訴人）および Y（被告・被控訴人・附帯控訴人）は、平成 21 年 9 月、Y の製品で使用するための部品の開発・供給等についての基本契約（以下、本件 MDSA という。）を締結し、X は Y に対し、製品用部品の製造供給を継続的に行っていた。ところが、X は、Y から、発注が突然停止され、さらに発注再開等のための代金減額およびリベート支払いが要求された。X は、前者は継続的契約関係に基づく善管注意義務および不当な単独の取引拒絶行為（独禁 2 条 9 項 6 号、公取委一般指定 2 項）に、後者は優越的地位の濫用（同号ロまたはハ）に該当すると主張して、Y に対し、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を求め、東京地方裁判所に訴えを提起した。

Y は、本件 MDSA では、「両当事者間に紛争が生じる場合」に、訴訟およびその前段階で協議や調停を行うことを定める多段階紛争処理条項が設けられ、ここには「両当事者が調停の開始後 60 日以内に紛争を解決することができない場合、いずれの当事者もカリフォルニア州又は連邦の裁判所……で訴訟を開始できる。両当事者は当該裁判所の専属的裁判管轄権に取消不能で付託」すること（本件条項 c）、および「紛争について別の書面による契約が適用されない限り、紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず、本条の条件が適用される。」との規定（本件条項 e）があることから、本件訴えは X Y 間における国際裁判管轄に関する合意に反して提起さ

れた不適法な訴えであると主張して、本件訴えの却下を求めた。

原審（東京地中間判平 28・2・15 判時 2491 号 26 頁）は、中間判決において、国際裁判管轄の合意が平成 23 年改正民訴法（法律第 36 号）施行前に締結された場合には、本件条項に同法 3 条の 7 の適用はないものの、条理上、一定の法律関係に基づく訴えに関して定められなければならないとした。そして本件条項は、X Y 間の訴えであるというほかに何らの限定も付しておらず、一定の法律関係に基づく訴えについて定められたものとは認められないとしたうえで、原判決（東京地判令 1・9・4 判時 2491 号 15 頁）において、X の請求を棄却した。X 控訴、Y 附帯控訴。

判決の要旨

原判決取消し・訴え却下・控訴棄却。

民訴法 3 条の 7 の直接適用はないものの、「合意が『ある訴訟事件について』の管轄合意である以上、その対象は一定の法律関係に基づく訴えとして特定されることを要するのであって……管轄合意の対象が一定の法律関係に基づく訴えとして特定されていないならば、そのような管轄合意は無効であるというべきである。そうでなければ、管轄合意の当事者において、どのような紛争についてその管轄合意の効力が及ぶかを予測することが困難となり、不測の損害を被らせるおそれがあるからである」。

そして、本件条項を文言どおり適用するならば、

「本件 MDSA の契約当事者である X と Y との間の紛争については、別の書面による契約で除外されない限り、全ての紛争について、カリフォルニア州の裁判所が専属的管轄権を有することとなり、これでは、本件条項の適用対象が一定の法律関係に基づく訴えとして何ら特定されていないこととなつて、公序に反することが明らかである」。ただし、「契約の条項は、当事者の予測可能性を踏まえながらなるべく当事者の合理的な意思を尊重して解釈すべきであり、殊に、企業間の契約に当たっては、その合意を無効としたり改変して解釈することは、当事者の予測可能性を害することがあるから、その必要性がある限度に限られるべきである」。

「そこで検討するに……本件 MDSA の契約当事者双方の本件 MDSA の締結時の意思としては、本件条項を含む本件 MDSA を締結したのであるから、X と Y との間の紛争全てについてカリフォルニア州の裁判所が専属的管轄権を有することを合意したものであるが、本件条項のうち、……本件条項 e ……は、一定性の要件を害するものとして無効というべきであるけれども、本件条項 e は、内容的にも独立性があり、これを除いた本件条項について、少なくとも本件 MDSA に起因して又は関連して生じた紛争については、カリフォルニア州の裁判所に専属的合意管轄を定めるものと解釈することは、当事者の意思に反するものではなく、むしろ、本件 MDSA の一部をなす本件条項により、本件 MDSA に起因して又は関連して生じた紛争について、そこで定められた裁判所が専属的管轄を有するとしても、契約当事者の意思に沿うものであり、そのことも十分に予測可能であつて、不測の事態は生じないといえる。

したがって、本件条項のうち、本件条項 e を除く部分は、本件 MDSA に起因して又はこれに関連して生じた紛争についての紛争解決手続及び専属的合意管轄を定める合意として一定性の要件を満たし、有効であると解すべきである。」

「本件訴えは、独占禁止法を直接の根拠とする請求（同法 24 条又は 25 条による請求）に係るものではなく、一般の不法行為及び債務不履行に基づく損害賠償の請求に係るものであり、そのうち不法行為を基礎づける違法性の内容として独占禁止法に違反すると主張するに過ぎない。

したがって、……独占禁止法を直接の根拠とす

る請求に係る訴えについてどのように解すべきかはともかく、本件訴えは、そのような訴えではないから、本邦の裁判権に専属的に服すると解すべきではないし、外国の裁判所に専属的管轄を認める合意も公序に反するものではない。」

判例の解説

一 はじめに

国際取引を行う際には、国内に比べて不安定要素が多いことから、紛争解決地や事件処理に対する予測可能性を確保し、国際取引紛争を可及的迅速に解決するべく、国際裁判管轄の合意をしておくのが一般的である。本件は、平成 23 年改正民訴法の施行前に締結された契約におけるカリフォルニア州の裁判所を専属的管轄裁判所とする合意について、その有効性の要件である「一定の法律関係に基づく訴え」（一定性）を定めるものといえるか、そして、独禁法を直接の根拠としない請求が同要件の公序法に反するか否かが問題となったものである¹⁾。

二 チサダネ号事件判決と民訴法 3 条の 7

国際裁判管轄の合意に関する平成 23 年の民訴法改正前のリーディング・ケースとして、最判昭 50・11・28 民集 29 巻 10 号 1554 頁〔チサダネ号事件〕がある。同判決は、合意の有効性について、①当該事件がわが国の裁判権に専属的に服するものではなく、②指定された外国の裁判所がその外国法上、当該事件につき管轄権を有する場合には、わが国の国際民訴法上、合意は原則として有効であるが、③合意がはなはだしく不合理で公序法に違反する場合には無効であると判示した。

そして同判決法理は、民訴法 3 条の 7 にも基本的に踏襲されている。すなわち、当事者が一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面によって（同条 2 項、3 項）、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定める国際裁判管轄の合意を行った場合には、管轄権がわが国あるいは外国に専属的に帰属するもの（たとえば、登記・登録に関する訴え等（3 条の 5））でない限り、有効であるとする。ただし、外国裁判所の専属管轄の合意は、その裁判所が法律上または事実上裁判権を行うことができないときは、裁判を受ける権利を保障する必要があることから、援用できな

い（民訴3条の7第4項）。また、③公序法については、明文化はなされていないものの、強行規定の潜脱の場合等のように合意が極めて不合理な結果をもたらすような例外的な場合には、合意の有効性を否定することを可能とするための判断枠組みとして留保されるべきである²⁾。なお、同条1項は、「訴えを提起することができるかについて定める」と規定していることから、合意は第一審に限定される。

三 一定性要件

1 平成24年4月1日より前の合意

民訴法3条の7は、国際裁判管轄の合意について一定性および書面を要求しているが、平成23年改正民訴法が施行された平成24年4月1日より前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については適用されない（改正附則2条2項）。そのため、平成21年9月に締結された本件条項を含む本件MDSAには直接適用されない。その結果、合意の有効性についてはチサダネ号事件判決の法理により決定されることになるが、一見、ここでは一定性は要求されていないように思える。しかし、管轄の合意においてその対象となる事件が何ら特定されていないのでは、どのような紛争についてその管轄合意の効力が及ぶかを予測することが困難となり、不測の損害を被らせるおそれがある。よって、本件でも一定性は要求され、これを満たさない管轄合意は無効と解すべきである³⁾。

2 一定の法律関係に基づく訴え

国際裁判管轄の合意は、当事者に与える影響が大きく、慎重にされる必要があることから、一定性および書面が要求されている⁴⁾。これらの要件について、直接に詳細を論じたものはないが、国内管轄の合意における要件である一定性や書面（民訴11条2項）と同趣旨のものと解されている⁵⁾。

一定性とは、当事者間において将来起こりうる一切の訴訟のように、管轄の合意の効力を受ける訴えの内容が不特定のものであってはならないことをいう⁶⁾。その趣旨は、当事者の予測可能性を担保するとともに、過剰な選択権の付与による不利益を排除することにある⁷⁾。したがって、基本契約において管轄合意条項が置かれていれば、その基本契約のもとでの紛争に特定され、そのもと

で行われる個々の取引契約において管轄を合意する必要はなく、訴訟物の特定も必要はない⁸⁾。これにより、管轄の効力の及ぶ範囲は自ずと限定され、被告が不利益を被るおそれはないし、また、管轄の合意は、将来起こりうる紛争についての合意を対象とするものであり、ある程度包括的な特定の仕方になるのが常態であるからである⁹⁾。

ある契約に関してなされた管轄合意が当該契約に関連する紛争についてどの範囲で効力を有するかは、管轄合意の解釈によって定まる¹⁰⁾。たとえば、東京高決平6・3・24判タ876号265頁は、「本件契約について紛争が生じた場合」に管轄裁判所を定める専属的合意を認める不動産売買契約書の解釈について、「契約当事者の通常の意味解釈からすれば、それは、本件契約締結にいたる事情、契約成立の要件、契約の効力及びその発生要件、契約の消滅及び消滅後の精算、すなわち、契約成立の準備段階から契約消滅後の精算段階までの事柄について紛争が生じた場合をいう」と判示する。

また、ある契約に関する紛争についてされた管轄の合意は、当該契約に関連する不法行為請求についてもその対象となる¹¹⁾。旧訴訟物理論によると、契約に基づく場合と不法行為に基づく場合とでは訴訟物は異なるが、当事者が管轄合意をした趣旨や目的などに照らせば、当該契約をめぐる争いであることに違いはないからである。

3 検討

原審が判示するとおり、本件条項は「両当事者間に紛争が生じる場合」に適用されるものの、本件条項eによりその他の点については特定されておらず、文面からはその基本となる法律関係を読み取ることは困難のように思える。しかし、国際裁判管轄の合意は、両当事者の意思により特定の裁判所に裁判権を認めるものである以上、その合理的な意思解釈によりその有効性が判断されなければならない、また一定性要件については、当事者の予測可能性を担保するための要件であることから、これを害するか否かという点が考慮されなければならない。一般に高い法的安定性・確実性を希求している両当事者の合理的意思を解釈すれば¹²⁾、本件MDSA締結に際して紛争処理条項を設けた以上は、まったく本件MDSAと無関係の紛争についてはともかく、少なくともこれに起因

または関連する紛争については、ここで合意された裁判所を専属的管轄とし、紛争解決を試みようとする両当事者の意思を見て取ることができる。そして、本件訴えはまさにXY間の基本契約である本件MDSAに起因または関連して生じた紛争であり、その限りにおいて、合意のとおりカリフォルニア州の裁判所に専属的管轄を認めたとしても、両当事者の予測可能性を害することもなく、その意思に沿うものといえよう。

四 独禁法と公序法

最後に、独禁法を直接の根拠としない請求に係る訴えが絶対的強行法規の回避・潜脱となり、公序法の違反となるかについて若干の考察をする。絶対的強行法規とは、「それが国家利益・社会利益に根差す法政策の発現であるが故に、その適用範囲に入る限り、通常の国際私法ルールで定まる準拠法が外国法であっても、それをオーバーライドして適用されるもの」をいい、日本の国家利益を体现する法規を潜脱する結果となる管轄合意は公序法違反となる¹³⁾。そして、東京地決平19・8・28判時1991号89頁は、独禁法24条に基づく請求は、同法が強行法規であるから準拠法の合意にかかわらず適用されると判示する。

本判決は、独禁法(24条・25条)を直接の根拠とする請求と民法に基づく請求とを区別したうえで、後者については絶対的強行法規を潜脱するものとはいえず、公序法に違反しないとする。確かに、両請求の訴訟物は別個のものと解すべきであり¹⁴⁾、本件請求は形式上は私法上の請求ということになろう。しかし、独禁法25条に基づく請求権の行使は、公正取引委員会による排除措置命令等の確定が前提となっており(独禁26条1項)、これがない場合には、民法上の不法行為に基づく請求権を行使するほかになく、これを基礎づける違法性の内容として、間接的に独禁法違反を主張することになる¹⁵⁾。したがって、絶対的強行法規の潜脱・回避に該当するか否かも、単に訴訟物で判断するのではなく、ここで主張される違法性の内容が国家的利益や社会的利益に結び付くような性質を帯びたものか否かで判断されるべきである。よって、本件で専属管轄合意を認めることは公序法違反となると解すべきである。

●——注

- 1) 判例評釈として、原審中間判決につき、遠藤元一「判批」NBL1073号(2016年)36頁、道垣内正人「判批」NBL1077号(2016年)25頁、加藤紫帆「判批」ジュリ1508号(2017年)144頁、河村寛治「判批」際商45巻5号(2017年)674頁、本判決につき、加藤紫帆「判批」令和2年重判解(2021年)248頁、土田和博「判批」ジュリ1560号(2021年)100頁等がある。
- 2) 加藤紫帆「判批」ジュリ1462号(2014年)130頁、渡部美由紀「管轄に関する合意と応訴による管轄」小林秀之ほか編『国際裁判管轄の理論と実務』(新日本法規、2017年)202頁、道垣内・前掲注1)29頁。なお、遠藤・前掲注1)42頁は、原審中間判決は、公序法の判断は微妙な利益調整が求められることから、「一定の法律関係に基づく訴え」という外形的な枠組みによる判断がなされた可能性があるとして指摘する。
- 3) わが国は批准していないが、管轄合意に関する条約3条(a)も「特定の法律関係に関して生じた又は生じるであろう紛争を解決するため」のものであることを要求している。道垣内正人編『ハーグ国際裁判管轄条約』(商事法務、2009年)381頁。
- 4) 佐藤達文＝小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法改正——国際裁判管轄法制度の整備』(商事法務、2012年)134頁。
- 5) 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法(第3版)』(日本評論社、2021年)158頁。
- 6) 兼子一原著『条解民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2011年)113頁、秋山・前掲注5)283頁。
- 7) 秋山・前掲注5)283頁。
- 8) 道垣内正人『国際契約実務のための予防法学』(商事法務、2012年)199頁。
- 9) 秋山・前掲注5)283頁、新堂幸司『民事訴訟法(第6版)』(弘文堂、2019年)120頁。
- 10) 秋山・前掲注5)283頁。
- 11) 道垣内・前掲注8)199頁、三宅省三ほか編『注解民事訴訟法』(青林書院、2002年)160頁〔滝澤孝臣〕、東京地判平20・4・11判タ1276号332頁。
- 12) 高橋宏司「判批」国際私法百選〔第3版〕(2021年)165頁。
- 13) 道垣内・前掲注1)31頁。
- 14) 両請求権の関係につき、拙稿「独禁法違反事件における訴訟物と判決効」法政策研究13集(2012年)43頁。
- 15) 土田・前掲注1)103頁。